

○南伊豆地域清掃施設組合財政事情の公表に関する条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第20号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政事情の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により前項に規定する月に財政事情を公表することができないときは、管理者は事故の止んだときから1月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の要領)

第3条 前条第1項の規定により、6月に公表する財政事情においては、毎年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 歳入歳出予算の執行状況

(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要に応じ財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政事情の公表は、南伊豆地域清掃施設組合公告式条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第2号）の定める方法により行う。

2 財政事情は、前項の規定によるもののほか、何人も、公表の日から6月は、管理者の指定した場所において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情の公表の手續に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月に公表を行うものから適用する。